

## 1. 修士学位の取得について

本研究科では、修士課程の修了に相当する要件を満たせば、修士の学位が授与されます。

1年次から入学し、2年次に中間考査を実施し、修士論文に相当する「中間評価論文」を提出し、審査に合格すると修士号が授与されます。

中間考査実施に関する取扱いは、以下のとおりとなっています。

### 生命機能研究科中間考査実施に関する取扱いについて

(平成15年2月24日研究科委員会・教授会承認)

(令和元年10月23日(一部修正))

- (1) 本研究科の学生は、博士課程修了要件の一つとして、中間考査を受けるものとする。
- (2) 中間考査を受ける時期は、第2年次冬学期末とする。この時期に受検しない者、及び受検したが不合格となった者は指導教員の判断により以降の冬学期末に中間考査を受けるものとする。ただし、留学、病気その他の理由により受検しない者で、特別に考慮すべき事情が認められた場合は、上記の時期にかかわらず、教務委員会で個別に実施日を決定する。
- (3) 中間考査を受けようとする者は、「中間評価論文」を提出するものとする。
- (4) 中間考査の実施方法は、修士学位審査に準じるものとする。
- (5) 中間考査に合格した者には、修士の学位が授与され、授業科目のうち「D群科目」及び「E群科目」を履修し、博士論文を提出する資格を得ることができるものとする。
- (6) 中間考査申請の条件等は、下記のとおりとする。
  - ① 中間考査を申請できる者は、本研究科博士課程に当該年度末で2年以上在学し、所定の単位を修得見込みであること。なお、所定の単位が不足した場合は、中間評価論文の審査に合格しても留年となり、次年度以降も在籍のうえ所定単位を満たした時点で学位取得が認められる。
  - ② 中間考査の申請日時については、教務委員会が別に定める。
- (7) 修士又は博士の学位を有する者が第1年次に入学した場合は、上記により中間考査を受けるものとする。
- (8) 第3年次編入学者については、中間考査を免除するものとする。
- (9) 中間考査が不合格となった者は、3年次には進級せず、2年次に留年となる。
- (10) 上記による同一学年への在学は3年を超えることはできないものとする。
- (11) その他中間考査の取扱いに関し、疑義が生じた場合は、教務委員会で協議し、研究科委員会・教授会で決定するものとする。

■ **中間考査のスケジュール** ※ ( ) 内は10月入学者

7月(6月)中旬頃	「中間評価論文審査委員届」、「学位記記載事項確認表」、「中間評価論文審査題目届」「中間評価論文要旨」提出期限
12月初旬頃	「 <b>中間評価論文題目届</b> 」「中間評価論文要旨」提出期限
1月中旬(8月初旬)頃	「中間評価論文」提出期限
2月初旬(8月下旬)頃	中間評価論文公聴会・審査会
3月(9月)初旬頃	修士学位授与判定
2月下旬(9月初旬)頃	「中間評価論文」提出期限(審査会で修正指示のあった論文のみ)

上記は目安です。詳細は2年次の対象者にお知らせしますので、必ず確認してください。

■ **中間考査受験にあたっての注意**

本研究科では、30単位取得「見込み」で中間考査を受けることになっています。所定の30単位を取得することが前提ですので、もし3月初旬の中間考査合否判定の段階で所定の単位が不足していれば、中間評価論文の審査に合格しても留年となり、修士号取得の時期は30単位を満了した時点、つまり、新年度に入ってからということになります。

そのような事態にならないよう、必要な単位が不足しないよう、充分留意してください。

■ **論文審査委員**

2名以上の本研究科関係教授【主査(指導教員)・副査】で構成するものとする。また、必要に応じて准教授や他研究科教員等を2人目の副査に含むことができるものとする。

【中間考査に係る必要書類】

書類名	提出先	備 考
中間評価論文題目届	大学院係	副査の選定にあたっては、指導教員と相談のうえ、あらかじめ当該教員の内諾を得ておくこと。
学位記記載事項確認票	大学院係	
中間評価論文要旨	大学院係	論文の目的、内容、結論をA4版1枚にまとめること。
中間評価論文	主査、副査、 大学院係各1部	論文の具体的な体裁や分量については特に定めないので、指導教員と相談のうえ各自判断すること。
誓約書	大学院係	